

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正

法第九条第一項第四号ハの政令で定める事業は、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）に規定する同意基本構想において定められた中核的施設の整備に関する事業等とすること。

（第五条第二項関係）

第二 独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正

独立行政法人都市再生機構が経過措置業務として施行している新住宅市街地開発事業について、本政令案による改正後の新住宅市街地開発法施行令の規定を適用させるため、独立行政法人都市再生機構法施行令附則の経過措置規定において、所要の改正を行うものとする。

（附則第十七条及び第三十五条関係）

第三 その他関係政令について所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月三十日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の規定を定めるものとする。

（附則第二項関係）